

## 令和8年狛江市教育委員会第1回臨時会会議録

日 時 令和8年3月27日(金) 15:00~15:50  
場 所 狛江市4階特別会議室  
出席委員 教育長 柏原 聖子  
委 員 齊藤 茂好・佐伯 英徳・小川 敦子・森 昌子  
事務局 (議案説明者)  
教育部長 波瀬 公一 教育政策監 鈴庄 美苗  
教育部理事(兼)指導室長 松倉 淳之介 教育部調整担当理事 上田 智弘  
学校教育課長 浅井 信治 教育支援課長 中村 貞夫  
社会教育課長 金築 宏美 公民館長 瀧川 直樹  
図書館長 加藤 達朗  
傍 聴 1名

### 1 付議案件

- (1) 議案第34号  
狛江市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則
- (2) 議案第35号  
狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の定数等に関する規則の一部を改正する規則
- (3) 議案第36号  
狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- (4) 議案第37号  
狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則の一部を改正する規則
- (5) 議案第38号  
狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (6) 議案第39号  
狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱
- (7) 議案第40号  
狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (8) 議案第41号  
狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (9) 議案第42号  
狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (10) 議案第43号  
狛江市子どもみまもり110番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱
- (11) 議案第44号  
狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程

- (12) 議案第 45 号  
狛江市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程
- (13) 議案第 46 号  
学校の働き方改革プランの今後について(案)
- (14) 議案第 47 号  
こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱について

## 2 報告案件

－議会報告－

な し

－行政報告－

- (1) 狛江市立中央図書館の愛称について

－事務報告－

- (1) 狛江市コミュニティ・スクールにおける中学校区ゾーンの学校管理職及び主幹教諭に対する兼務発令について
- (2) 令和7年度狛江市立学校第三者評価委員会報告書について

## 3 追加付議案件

- (1) 議案第 48 号  
狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱

－事務報告－

- (1) 狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領及び狛江市立公民館運営審議会公募委員選考要領の一部を改正する要領について

教育長

ただいまから、令和8年狛江市教育委員会第1回臨時会を開会します。会議の開会に先立ち、会議録の署名委員の指名を行います。会議録の署名委員は、「狛江市教育委員会会議規則第 29 条」の規定により、「斉藤委員」を指名します。

それでは、議事日程に従って、議事を進めます。付議案件(1)議案第 34 号「狛江市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」及び付議案件(4)議案第 37 号「狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則の一部を改正する規則」は、関連する事項ですので、一括して審議します。

本件は、学校教育法の改正に伴い、主務教諭が創設されるとともに、東京都における主任教諭を主務教諭と位置付けるため、所要の改正を行うものです。

詳細は、学校教育課長及び指導室長より説明します。

学校教育課長

付議案件(1)議案第34号「狛江市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」について、補足説明をします。

本件は、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、学校教育法及び学校教育法施行規則の改正により、

学校に置くことのできる職として新たに主務教諭の職が設置されるとともに、校務分掌上の主任についての規定整備が行われたため、本規則を改正するものです。改正の内容は、狛江市公立学校に、主務教諭の職を設置して、主任教諭をこれに位置付けることとし、職名については、引き続き主任教諭とするとともに、校務分掌上の主任についての規定整備を行います。また、併せて学校教育法の改正に伴う引用条項について整理します。

なお、本規則については、令和8年4月1日から施行します。

指導室長 付議案件(4)議案第37号「狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則の一部を改正する規則」について、補足説明をします。  
本件は、狛江市公立学校の管理運営に関する規則の改正に伴い、引用条項等について、所要の改正を行うものです。  
なお、本規則についても、令和8年4月1日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。  
付議案件(1)議案第34号「狛江市公立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則」及び付議案件(4)議案第37号「狛江市立小学校及び中学校教科書採択に関する規則の一部を改正する規則」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者:挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件(1)議案第34号及び付議案件(4)議案第37号は「可決」されましたので、承認します。  
次に、付議案件(2)議案第35号「狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の定数等に関する規則の一部を改正する規則」について、審議します。  
本件は、狛江市公立学校の管理運営に関する規則第13条に基づき、狛江市教育委員会が委嘱する狛江市立学校の学校医について、小児科医又は児童精神科医を設置するため、所要の改正を行うものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長 本件は、新たに児童精神科領域の学校医を配置するため、学校医として小児科医又は児童精神科医を追加するものです。  
配置理由ですが、近年、児童・生徒における不登校、自傷行為等に伴う二次障害など、学校が直面するメンタルヘルスの課題が深刻化する中で、子どもたちの心の健康を守るとともに、特に緊急性の高い課題を抱える疑いのある児童・生徒への支援体制の強化を図るものです。  
なお、本規則については、令和8年4月1日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

森委員 近年、不登校や自傷行為など児童・生徒のメンタルヘルスの課題が深刻化している

ということですが、このような報道を目にするたびに本当に心を痛めます。このたび、狛江市では、児童精神科領域の学校医を設置することは、非常に先進的な取組であるとともに、子どもたちの心の健康を守りたい、また心の痛みに寄り添いたいという思いが形になったものと理解しています。

是非狛江の子どもたちの心の健康を守るためにも、学校医と連携して、早期発見・早期対応していただきたいと思います。

教育長

他になければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(2)議案第35号「狛江市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の定数等に関する規則の一部を改正する規則」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者:挙手>

教育長

挙手全員と認めます。よって、付議案件(2)議案第35号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件(3)議案第36号「狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び付議案件(5)議案第38号「狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱」は、関連する事項ですので、一括して審議します。

本件は、物価高騰の影響による食材価格の上昇に対応することを目的として、教職員等及び保護者の学校給食費の額を改めるとともに、令和8年度における食材料費の1食当たりの単価額の変更に伴い、狛江市立小中学校給食代替者補助金の補助単価を同様の額に改めるほか、所要の改正を行うものです。詳細は、学校教育課長より説明します。

学校教育課長

本件は、物価高騰の影響による食材価格の上昇に対応することを目的として、令和8年度の教職員等及び保護者の学校給食費の額及び狛江市立小中学校給食代替者補助金の補助単価を改定するものです。

また、本要綱については、財源となる東京都公立学校給食費負担軽減事業の対象外の経費について補助額から除き、それに伴い様式を変更するものです。これまでの補助金交付決定者の中には都補助金の対象外となる児童・生徒はおりませんでした。今後のことを見据えて改正します。

なお、本規則及び本要綱については、令和8年4月1日から施行します。

教育長

それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(3)議案第36号「狛江市学校給食費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則」及び付議案件(5)議案第38号「狛江市立小中学校給食代替者補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者:挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件(3)議案第36号及び付議案件(5)議案第38号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件(6)議案第39号「狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、令和8年4月1日に新たに狛江第四中学校に校内教育支援センターを設置するため、所要の改正を行うものです。詳細は、教育支援課長より説明します。

教育支援課長 本件は、令和7年度に狛江第一中学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校に設置した狛江市校内教育支援センターについて、新たに狛江第四中学校にも設置するため、所要の改正を行うものです。

令和8年度においても、運営に当たっては、多様な学びを推進する星槎教育研究所と連携しながら、生徒等を適切に支援できる人材を配置し、学習支援・補助及び見守り、小学校へのアウトリーチ支援等を行ってまいります。

なお、本要綱については、令和8年4月1日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

佐伯委員 昨年、一部報道にもあったとおり、不登校児童・生徒は年々増加しており、令和6年度の文部科学省調査によると、過去最多を更新しているという、ある種危機的な状況だと捉えています。不登校の原因や背景は多種多様で、様々な角度から取組を進めていく必要があります。

狛江市でも様々な不登校支援に取り組まれており、校内教育支援センターも重要な取組の一つであり、今年度から開始した校内教育支援センターは、中学校区ごとのゾーンの小学校へアウトリーチするという一方で、設置校単体ではなく、ゾーンで捉えていく視点はとても重要だと思います。

次年度から、全中学校で設置されることになるこのことで、この一体的・包括的な不登校支援の充実・強化につながるものと大いに期待しています。

引き続き、小中連続した切れ目のない支援に取り組んでいただくとともに、不登校の早期発見・早期対応に向けて、子どもたち一人ひとりに寄り添った支援、誰一人取り残さない教育の推進に向けて取り組んでいただけるようお願いいたします。

教育長 他に質問等、何かございますか。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(6)議案第39号「狛江市校内教育支援センター設置及び運営に関する要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者:挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件(6)議案第39号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件(7)議案第40号「狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱」、付議案件(8)議案第41号「狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱の一部を改正する要綱」及び付議案件(10)議案第43号「狛江市こどもみまもり110番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱」の3件については、補助金交付要綱の期間の延長等に関する案件として、一括審議します。詳細は、指導室長及び社会教育課長より説明します。

指導室長 付議案件(7)議案第40号「狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱」及び付議案件(8)議案第41号「狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、補足説明をします。

本件は、補助金交付要綱の期間を延長するとともに、補助金交付申請等に係る手続きや書式等について整理を行うものです。

なお、両要綱は、公布の日から施行します。

社会教育課長 付議案件(10)議案第43号「狛江市こどもみまもり110番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について補足説明をします。

本件は、狛江市こどもみまもり110番事業に関する補助金について、補助金交付要綱の期間を延長するものです。

なお、本要綱は公布の日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(7)議案第40号「狛江市立学校部活動等大会参加補助金交付要綱の一部を改正する要綱」、付議案件(8)議案第41号「狛江市立学校教育研究会補助金交付要綱の一部を改正する要綱」及び付議案件(10)議案第43号「狛江市こどもみまもり110番事業に関する補助金交付要綱の一部を改正する要綱」の3件について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者:挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件(7)議案第40号、付議案件(8)議案第41号及び付議案件(10)議案第43号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件(9)議案第42号「狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。本件は、狛江市立学校夏季施設等事業補助金について、補助金額の変更及び森林ESDプログラムの導入に伴う条文及び様式の追加等の所要の改正を行うとともに、補助金交付要綱の期間を延長するものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長 本件における改正のポイントは、主に次の2点になります。

1点目は、補助金額の変更です。訪日外国人等の増大により交通費及び宿泊費の高騰があり、保護者の負担が増大しているという背景から、宿泊日数を基に補助金額を第3条のとおり改めます。

2点目は、体験学習の機会を確保するため、森林環境譲与税を活用した森林 ESD プログラム(森林環境教育の推進を目的とした自然探究活動)を新たに実施します。それに伴い、条文の追加及び様式の一部変更を行います。また、合わせて補助金交付要綱の期間を延長します。

なお、本要綱については、公布の日から施行しますが、ただし書きに記載の改正規定については、令和8年4月1日から施行します。

教育長            それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(9)議案第42号「狛江市立学校夏季施設等事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者:挙手>

教育長            挙手全員と認めます。よって、付議案件(9)議案第42号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件(11)議案第44号「狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程」について、審議します。本件は、学校文書管理について、各学校でより効率的に対応できるようにするため、一部の文書の電子保管等、所要の改正を行うものです。詳細は学校教育課長より説明します。

学校教育課長    本件は、狛江市立学校における文書管理について、各学校でより効率的に対応できるようにするため、所要の改正を行うものです。

改正の内容は、文書の保管に際し、決裁等を要しない文書及び軽易な文書については、電磁的記録により保管できる旨の規定を追加し、その他文言等の修正をするものです。また、第1号様式の受付印、第2号様式の供覧印及び別表第2の文書分類区分を削り、別に定めることとし、学校に関わる制度等の変更に対し柔軟に対応できるようにします。

なお、本規程については、令和8年4月1日から施行します。

教育長            それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

斉藤委員            軽易な文書に関して、電磁的記録による保管を可能にすることは、将来的にさらに広がっていくのか、またはどのように影響を与えるのかについて教えてください。

教育政策監        今回の電磁的記録の保管は、文部科学省が、学校及び学校設置者が校務 DX を推進する際に取り組むことが望ましい項目を整理した「GIGA スクール構想の下での校務 DX チェックリスト」において定めた、「ペーパーレス化」に関する内容と関連する

ものです。

具体的には、「学校から教職員に紙で提出を求めている書類はあるか」や、「学校との各種事務手続きをペーパーレス化しているか」等がチェック項目に設定されており、文部科学省の方針によれば、校務 DX を推進する上では、ペーパーレス化を進めることは非常に重要だと言えます。

同様に、東京都教育委員会においても、校務 DX の推進に向け、都内公立小中学校の統合型校務支援システムの共通化について、令和 10 年度から順次導入することを予定しており、狛江市においては、可能な限り早く、この共通化に対応できればと考えています。

近い将来において、この統合型校務支援システムの共通化があることも踏まえ、まず令和 8 年度において、電磁的保管等のペーパーレス化に資する取組を進めたいと考えています。

これにより、少しずつでも校務 DX が推進し、令和 10 年度以降の校務支援システム導入にも対応できる職員室づくりが着実に進むよう、取り組んでまいります。

齊藤委員 資源の有効活用も含め、今後、紙に印刷しないことに対する抵抗感が薄れてくるのではないかと思います。

教育長 他になれば質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。  
付議案件(11)議案第 44 号「狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者:挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件(11)議案第44号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件(12)議案第45号「狛江市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」について、審議します。本件は、東京都立学校職員出勤記録整理規程の改正に伴い、別表における名称の追加、変更、廃止等、所要の改正を行うものです。詳細は、指導室長より説明します。

指導室長 本規定は、狛江市立学校に勤務する東京都から給料又は報酬を受けている一般職の職員の出勤簿の整理に関し、必要な事項を定めるものです。

今般、東京都が定める「東京都立学校職員出勤記録整理規程」の一部改正に伴い、別表において名称の追加、変更、廃止を行うものです。

なお、本要綱については、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(12)議案第 45 号「狛江市立学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する規程」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者:挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、付議案件(12)議案第45号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件(13)議案第46号「学校の働き方改革プランの今後について(案)」について、審議します。本件は、令和8年度以降の学校の働き方改革に関する取組について、狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画を基に進めることから、同計画に本プランを発展的に統合するため、今後の取扱いについて承認を求めるものです。詳細は、教育政策監より説明します。

教育政策監 令和6年3月に改定した、学校の働き方改革プランについて、令和6年度の目標の達成状況、また令和7年度の達成状況や取組状況について取りまとめを行いました。

令和7年度においては、教育委員会において、やりがいの保持と働き方の見直しに関するアンケートの実施等の実態把握を行い、学校ごとに完全閉庁時間を設けたり、校務DXや部活動の地域展開等により業務を減らす・効率化を行う取組等を行いました。

その結果も影響してか、令和7年度の時間外在校等時間の状況は小学校・中学校ともに減少をしています。しかし、数値目標である1か月当たり45時間を超える教員を0名にすることについては達成できていません。

これらの状況も踏まえ、令和8年度以降は、働き方改革の取組を一層強化する必要があるとともに、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」が令和8年4月1日より完全実施されることを踏まえ、令和8年度からは狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき取組を進めます。

このため、学校の働き方改革プランは狛江市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画に発展的に解消・統合し、令和8年度からは、働き方改革に関しては、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、取組を進めるとともに、学校の働き方改革プランは令和8年3月31日をもって廃止したいと考えています。

教育長 それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

小川委員 令和7年度に様々な働き方改革の取組みが進んだように見受けられますが、それらの成果を振り返る合同ヒアリングにおいて、特徴的だった意見がありましたら教えてください。また、これらの意見について、教育委員会事務局の見解も併せて教えてください。

教育政策監 合同ヒアリングでは、1week チャレンジに取り組む中で得た工夫・知見・効果だけでなく、今後の課題に関する発言があった上で、次年度に向けて働き方改革の観点で取り組みたいアクションや、教育委員会へお願いしたい内容について意見があり

ました。

特徴的だった部分は、教育委員会から任意でお願いした1week チャレンジについて、単にこの取組を実施するだけでなく、この取組がより効果的になるためには、各学校が主体的に考え、行事の精選や会議の削減を考え、取り組まれたことでした。ある学校では、東京都の働き方改革事例の中から取り組みそうなものがあるか教員にアンケートを取った上で、土曜授業の見直し等に取り組んでいました。

また他校の取組から「自身の学校でも、業務分担や会議の頻度、授業時間等を見直せるのでは」といった今後に向けての意見がありました。

これらの意見からは、各学校が働き方改革に主体的に取り組んでいること、また、各学校が他の学校の取組から学べる部分を積極的に取り入れ、さらなる変化の兆しが見えること、が伺えます。

このような学校の姿勢を見れば、教育委員会へお願いしたい内容については、可能な限り対応を進める必要があると考えています。

この依頼事項の一つである、文書関連の課題については、本日審議のあった狛江市立学校文書管理規程の一部を改正する規程が関連するものです。

今後も、子どもたちの学びを支える教職員が働き甲斐を維持し、授業改善に取り組めるよう、業務量管理・健康確保措置実施計画に基づき、働き方改革の取組を進めてまいります。

小川委員

令和7年度の1年間で、これだけ多くの改善が見られたことはとても有意義だと思います。一方、中学校では、時間外在校時間が月 45 時間を上回る教員の割合が約25%であることを踏まえると、まだ道半ばであると感じます。令和8年度は部活動の活動日や活動時間の見直しなども行われると思いますので、積極的な改善が継続されることを期待します。

教育長

他になければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

付議案件(13)議案第 46 号「学校の働き方改革プランの今後について(案)」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者:挙手>

教育長

挙手全員と認めます。よって、付議案件(13)議案第46号は「可決」されましたので、承認します。

次に、付議案件(14)議案第 47 号「こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱について」、審議します。本件は、狛江市こまえ市民大学運営委員会設置要綱第3条に基づき、こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱を行うものです。詳細は、公民館長より説明します。

公民館長

こまえ市民大学運営委員会委員について、学識経験者の委員1名が任期満了を待たず、令和8年3月31日をもって辞任することから、こまえ市民大学運営委員会設置要綱第3条に基づき、補欠委員の委嘱をお願いするものです。

補欠委員の任期は、こまえ市民大学運営委員会設置要綱第4条第2項に基づき前任者の残任期間となるため、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

教育長            それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。なければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。  
付議案件(14)議案第47号「こまえ市民大学運営委員会委員の委嘱について」、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者:挙手>

教育長            挙手全員と認めます。よって、付議案件(14)議案第47号は「可決」されましたので、承認します。  
次に、行政報告1「狛江市立中央図書館の愛称について」は、令和8年3月24日の庁議にて審議決定した事項について、教育委員会へ行政報告するものです。詳細は、図書館長より説明します。

図書館長        中央図書館では、旧市民センター改修工事に伴い、新たに児童図書コーナーを開設するに当たり、公募により「こまえみライブラリー」という愛称を採用しました。  
今年秋には、新設図書館がオープンする予定であり、新設図書館においても愛称を公募する予定としていましたが、狛江市新図書館整備基本構想において、新図書館のコンセプトを「新設図書館と市民センター図書コーナーが一体となり構成する」と位置付けている中で、それぞれが別の愛称を持つことによって一体感が薄れてしまうことが懸念されることや、こまえみライブラリーという愛称が親しみやすく、既に定着しているといった状況を鑑み、庁内調整を図り、庁議にて審議の結果、こまえみライブラリーを中央図書館の愛称とすることに決定しました。  
また、児童図書コーナーという表現は堅苦しいという意見があったことから、同様に庁議にて審議の結果、分かりやすく「こまえみライブラリーKid's」を愛称とすることに決定しました。  
このため、正式名称については狛江市立中央図書館、愛称は新設図書館がこまえみライブラリー、児童図書コーナーがこまえみライブラリーKid'sとなります。  
なお、本内容については、こまえみライブラリーという愛称の提案者から御了承をいただいています。

教育長            それでは、行政報告に対する質疑・御意見を伺います。なければ、次に事務報告を受けます。  
事務報告1「狛江市コミュニティ・スクールにおける中学校区ゾーンの学校管理職及び主幹教諭に対する兼務発令について」、報告を求めます。

指導室長        令和4年度より、子どもたちの健やかな成長と可能性を伸ばすために、学校と地域が連携・協働しやすい仕組みとして、中学校区をゾーンとしたコミュニティ・スクー

ルを導入しました。導入から4年が経過し、学校運営協議会の定期的な開催や授業参観、地域学校協働本部による授業支援等、各学校において着実な取組が推進されているところです。

令和7年度に、各ゾーンの充実と発展に向けて、小中連携のさらなる強化を図る実施形態として学校管理職の21名に兼務を発令しましたが、令和8年度よりさらに、ミドルリーダーである主幹教諭25名にも兼務を発令します。内訳としては一中ゾーンは9名、二中ゾーンは6名、三中ゾーンは5名、四中ゾーンは5名の主幹教諭への発令となり、合計46名となっています。今後、児童・生徒の連続した学びを校内で主任教諭、教諭へと広げ、中学校区ゾーンで一体となった運営を進めてまいります。

教育長 次に、事務報告2「令和7年度狛江市立学校第三者評価委員会報告書について」、報告を求めます。

指導室長 第三者評価は、狛江市教育委員会が設置した狛江市立学校第三者評価委員会が、各小・中学校の学校運営全般について専門的・客観的立場から評価・検証し、その結果、得られた課題及び問題点を基に、学校に対し適切な支援・指導を行うことで、地域に根ざした魅力ある学校づくりに資する取組です。本日は狛江市立学校第三者評価委員会報告書の概要版をもって説明します。

令和7年度の対象校は狛江第一小学校、狛江第五小学校、緑野小学校、狛江第一中学校、狛江第四中学校でした。

各学校の評価の観点については、左側「項番2 令和7年度狛江市立学校第三者評価委員会の経過」のとおり、2観点の内、1観点については、市の施策との関連を図るため、「効果的な探究学習につながる素地の育成(授業改善)」を共通の観点として設定しました。もう1観点については、学校ごとに設定しています。

令和7年度の学校訪問については、これまで同様、委員が直接学校を訪問し、校長と質疑応答を行い、評価の観点に沿った授業観察を行った上で、評価をしました。報告書概要版の右側「項番9 総括」の(2)教育委員会の学校支援についての提言として、次の5点の指摘がありました。

- 探究学習を充実させるための、義務教育9年間の指導計画の作成支援
- 学校評価に関する振り返りの合同検討の実施
- 働き方改革によって生み出された時間の使い方に関する学校間で情報交換の機会の設定
- 校長の人材育成に係る資質・能力の育成
- 教育委員会として人材育成支援

なお、令和7年度実施校には、評価結果を踏まえた令和7年度の学校経営計画を策定して学校経営の改善を図り、2年後の評価の際、推進されたことや改善点等が具体的に提示できるように指示をしています。

令和8年度については、狛江第三小学校、狛江第六小学校、和泉小学校、狛江第二中学校、狛江第三中学校の5校を対象に本評価委員会を実施する予定です。

なお、本報告書については、庁議報告後、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、議会に報告します。

教育長                    それでは、事務報告に対する質疑・意見を伺います。

佐伯委員                事務報告2について、説明の中に、「評価の2観点の内、1観点については、市の施策との関連を図るため、『効果的な探究学習につながる素地の育成』を共通の観点として設定した」との内容がありました。

市として目指している「効果的な探究学習」について、私は過日、「市町村教育委員会研究協議会」において、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について」をテーマとした研究分科会に参加しました。参加に当たっての事前準備として、この「探究学習」を含めた授業改善について、指導室や学校の取組について統括指導主事から話を伺いましたが、改めてこの観点を設定した意図等を説明していただきたいと思います。

統括指導主事          令和3年1月の中央教育審議会による、いわゆる「令和答申」では、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を通じて、『主体的・対話的で深い学び』を実現する」という学校教育の目指すべき姿が示され、授業観や学習観の転換を図ることが求められています。また、令和7年9月の、次期学習指導要領に向けた論点整理において、基本的な考え方に示された「自らの人生を舵取りすることができる力」や「民主的で持続可能な社会の創り手」を育成するためには、学び手である子どもが主体的に学習に取り組めるようにするための授業改善を図ることが求められています。

指導室ではこれらの内容を踏まえ、授業改善を推進する形の一つとして、テーマや学習課題に対し深く追究し、問題解決等を図る「探究学習」に焦点を当て、施策を展開しています。

具体的には、小・中連携推進事業「かけはしプロジェクト委員会」において、「探究」をテーマとした授業の在り方について、中学校区ごとに研究を推進しています。

また、東京都の事業である「デジタルを活用したこれからの学び」推進地区として、実践校による実践の他、10月末に指導主事と実践校の管理職、教員が授業実践の先進校の視察を行ったところです。

その他、狛江市教育研究奨励校である狛江第二中学校においても、「探究学習」を柱に研究を推進しており、令和9年2月5日に研究発表を行う予定です。

探究学習の推進について、今年度の対象校の推進状況を確認すること、第三者評価委員からの指導・助言を得ることを目的に、第三者評価委員会における評価の2観点の内、1観点を「効果的な探究学習につながる素地の育成」としました。

令和8年度の評価の観点については現時点で未定ですが、次期学習指導要領の改訂に向けた検討が大詰めを迎え、2030年代における学校教育の在り方が少しずつ見えてくる中で、学校には新たな改革が求められることが予想されます。このことを踏まえ、本事業がより効果的なものとなるよう、今後、評価の観点を検討してまいります。

佐伯委員                第三者評価委員会の目的としては、「各小・中学校の運営全般について専門的客観的立場から評価・検証し、その結果得られた課題及び問題点を基に、学校に対し適切

な支援・指導を行うことで、地域に根ざした魅力ある学校づくりに資する」とあります。その中で、授業改善に向けて委員の方々からは時には厳しい意見も寄せられますが、これらの意見や助言を踏まえて、学校は主体的かつ対話的に深い学びを実現するための授業改善を組織的に推進する必要があります。この観点から、今回探求学習に焦点を当てたことは非常に意義深いと感じています。引き続き、指導室を中心とした授業改善が進められるよう、効果的な指導と助言をお願いします。

教育長 他になければこれで予定していた議事は全て終了となりますが、ここで当初予定の議事日程に審議事項を1件、報告事項を1件、追加したいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

<異議なしの声>

教育長 それでは、審議事項を1件、報告事項を1件、追加します。追加付議案件(1)議案第48号「狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱」について、審議します。また、追加事務報告(1)「狛江市立公民館運営審議会公募委員募集要領及び狛江市立公民館運営審議会公募委員選考要領の一部を改正する要領について」も関連しますので、併せて報告します。

本件は、公民館条例施行規則の一部改正に伴い、引用条項等について整理するため、所要の改正を行うものです。以上のことから、特に補足説明は求めませんので、よろしくをお願いします。それでは、本件に対する質疑・意見を伺います。

斉藤委員 「公民館条例施行規則の一部改正に伴って、所要の改正を行う」とありましたが、公民館条例施行規則を改正した時期はいつでしょうか。

公民館長 本改正に係る公民館条例施行規則の改正については、令和7年12月23日付けで行われており、施行日は令和8年4月1日となっています。関係する要綱改正の審議を施行日直前をお願いする形となり大変申し訳ありません。

斉藤委員 例規改正を行う際に、十分な準備期間が確保できない場合、改正内容の不整合や、改正作業の漏れが生じる可能性が考えられます。今後は時間的な余裕をもって計画的に進めていただきたいと思います。

教育長 他になければ質疑・意見を打ち切ります。それでは、お諮りします。

追加付議案件(1)議案第48号「狛江市立西河原公民館図書室運営要綱の一部を改正する要綱」について、賛成の方の挙手を求めます。

<賛成者:挙手>

教育長 挙手全員と認めます。よって、追加付議案件(1)議案第48号は「可決」されましたので、承認します。

他になければ、以上をもちまして、令和8年狛江市教育委員会第1回臨時会を閉会  
します。